

【安芸高田市役所敷地内における移動販売車（キッチンカー等）出店者募集要項】

1. 募集目的

来庁者および職員の利便性向上、賑わいの創出を図るため、実証実験として庁舎敷地において移動販売営業を行う事業者を募集する。

2. 場所

庁舎敷地内の指定区画

3. 営業可能日、時間帯等

(1) 営業可能日

2026 年 11 月 1 日から 2026 年 12 月 28 日の間の月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

(2) 営業可能時間

午前 9 時から午後 5 時まで（コアタイム※ 午前 11 時から午後 2 時）

※コアタイム：営業を必須とする時間

(3) 料金

実証実験のため無償

(4) 許可用途

飲食物（アルコール不可）

(5) 実施形態

移動販売車

4. 応募資格

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有すること
- (2) PL 保険に加入していること
- (3) 火気・電源等の安全管理が適切に行えること
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと
- (5) 安芸高田市暴力団排除条例第 2 条に掲げる暴力団が経営又は運営（実質的な経営又運営を含む）するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員又は暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと
- (6) 安芸高田市内に本店、支店、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること
- (7) 市の運営方針に従うこと

5. 出店の申し込み

(1) 申請書類

次に掲げる書類を持参、郵送またはメールにより総務部財産管理課へ提出のこと

- ・行政財産使用許可申請書
- ・出店計画書
- ・誓約書
- ・移動販売に必要となる営業許可証又は営業届出書の写し

- ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ・製造物責任保険（PL 保険）の保険証の写し
- ・主なメニュー及び価格のわかる資料
（メールアドレス zaisankanri@city.akitakata.jp）

なお、メールサイズは本文を含め 5MB 未満としてください。5MB を超えるとメールが届かない場合があります。

(2) 受付期間

2026 年 10 月 13 日（火）から 2026 年 10 月 22 日（木）（土曜日・日曜日を除く）

午前 9 時から午後 5 時まで

郵送での提出の場合、総務部財産管理課へ書類が到着した日を申請受付日とする。

(3) 出店日の決定（許可の決定）

申請内容の確認等を行い、行政財産使用許可書により申請者に通知する。

出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から必要に応じて調整を行う。

(4) 出店日の動き

営業中は、市役所利用者の往来の妨げとならないよう、利用者の導線等に留意すること。また、市職員指示に従うこと。

営業終了後、営業報告書(兼)財産返還書を市に提出し終了となる。

(4) 職員への情報周知

出店者の希望により、職員向け電子掲示板にて営業内容の告知を行うことができる。告知は告知希望日の前日までに電子ファイル等により市に提出する。（市による内容確認あり）

6. 禁止事項

次の事項は禁止とする。違反が判明したときは、既に行った許可の取り消し、今後の使用を許可しない事由に該当する。

(1) 市役所の水道を使用すること及び車両から排水すること（電気は市の指定するコンセントのみ使用可能）

(2) 庁舎の建物内及び敷地内で客引き、宣伝を行うこと。ただし、使用エリア内およびクリスタルアージョ内のにぎわいスペースでのチラシの配布、強風等で転倒・飛散しないよう措置した看板の設置は認める。

(3) 出店の権利を譲渡・転貸すること

(4) その他本要項に定める目的や申請内容以外の行為を行うこと

7. その他遵守すべき事項

次の事項を遵守すること。遵守しない状況が反復又は継続されるときは、既に行った許可の取り消し、今後の使用を許可しない事由に該当します。

(1) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を期すること

(2) 保健所から交付をうけた許可証を見える位置に表示して営業すること

(3) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと

(4) ごみ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うごみを回収・処分すること

(5) 使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること

(6) 市役所利用者の往来の妨げにならないよう配慮し、適切な導線管理を行うこと

- (7) 車両を動かす際は周囲の安全確認を徹底すること
- (8) 雨天等荒天時の出店判断は出店者自らが行うこと
- (8) 出店する全てのメニュー及び価格を分かりやすく掲示し、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとししないこと。

8. 市の指示による使用中止、許可の取り消し

次の事項に該当すると市が判断したときは、使用中止や使用の取り消しを行うことがある。

- (1) 荒天等のため来庁者の安全確保に支障があると市が判断したとき
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると市が判断したとき
- (3) 禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき

9.免責事項

次の損害については、市はその責任を負わない。

- (1) 出店に起因して出店者自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害
- (3) 市の指示による使用中止又は使用の取り消しによって生じた損害

10.その他

営業可能日、営業可能時間、指定区画、電気の利用は実証実験のため途中変更となる場合がある